

令和7年度		工 事 名 「安谷屋根所火の神」保護対策工事			
		施工地名 「根所火の神」(安谷屋地内)			
		工 期 契約締結日翌日から令和8年3月19日まで			
特 記 仕 様 書					
第1条 (共通仕様書の適用)					
本工事の施工にあたっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。					
第2条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)					
土木工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。					
特 記 仕 様 書 [北 中 城 村]					
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		3	一般事項	1	本工事は、本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は、本特記仕様書、図面を優先し土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。また、当該工事の対象が北中城村指定有形民俗文化財であることに留意し、北中城村教育委員会の指導のもと施工しなければならない。
				2	受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。
				3	本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に基づき施工しなければならない。
		4	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提示しなければならない。

特 記 仕 様 書					[北 中 城 村]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		5	施工体制台帳	1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。様式は、（技術建設業課HP→工事関係（土木・営繕）→施工体制台帳参考様式）参照。
		6	現場の管理	1	受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
		7	現場事務所の設置	1	受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		8	疑義の解釈	1	受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
		9	工事進捗状況の報告について	1	受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督職員へ報告しなければならない。
		10	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。 2 完成通知書の添付書類として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。
		11	下請け業者の県内企業優先活用	1	受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。
		12	琉球石灰岩の違法採掘防止について	1	工事用資材として琉球石灰岩(古生代石灰岩を除く)を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。 琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。
		13	ダンプトラック等による過積載等の防止について	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

特 記 仕 様 書 [北 中 城 村]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		14	建設発生土について	6	下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
				7	第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
				1	搬出の抑制及び工事間利用の促進
				1)	搬出の抑制 適正な施工により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。
				2)	工事間利用の促進 建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。
				2	工事現場等における分別及び保管 建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。
				3	運搬 次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。 1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。 2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
				4	受入地での埋立て及び盛土 建設発生土の工事間流用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。 また、海上運搬埋立地において埋め立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

特 記 仕 様 書

[北 中 城 村]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		15	標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について	1	本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。
		16	排出ガス対策型建設機械の原則化について	1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
				2	一般工事用建設機械〔ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW〕 ・バックホウ ・ホイールローダ（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機 ・空気圧縮機 ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ローラ類 ・ラフテレーンクレーン
		17	建設リサイクルの推進について	1	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
				2	受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
				3	受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
		18	ゆいくる材について	4	本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事である。
				1	（ゆいくる材の利用） 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。

特 記 仕 様 書

[北 中 城 村]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
				2	(建設廃棄物の搬出) 1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。 2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件のうちから、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
				3	(ゆいくる材の品質管理) 1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(公財)沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 3) 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。 4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。
				4	(完成時の提出) 受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。 ・ ゆいくる材利用状況報告書 ・ ゆいくる材出荷量証明書 ・ 再生資源利用実施書、同利用促進実施書
		19	環境対策等について	1	受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得た上で施工を行うこと。
		20	アスベスト含有建設資材の使用禁止について	1	原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。

特 記 仕 様 書

[北 中 城 村]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		21	提出書類	1	本工事にし、発注者が指示する日時までに、次の書類を提出しなければならない。 ①沖縄県土木建築部建設工事関係標準様式一覧に基づく契約関係書類（沖縄県技術建設業課HP） ②建設リサイクル法に基づく分別解体計画書及び説明書 契約前 ③建設リサイクル法第13条、省令第4条に基づく書面 // 工事関係書類 （イ） 着工届け、現場代理人及び主任技術者届 着手時 （ロ） 工程表及び施工計画書 契約後速やかに （ハ） 資材承認願 // （二） 使用機械計画書 // （ホ） 工事下請通知書 // （ヘ） 工事進捗状況報告書 施工中 （ト） 品質管理書及び出来形管理書 完了後 （チ） 完了届 // （リ） 完成図書 // （ヌ） 完成図面 // （ル） 工事記録写真 // （ヲ） 工事日誌及び材料受払い簿 // （ワ） その他監督員が指示する書類
		22	工事記録写真	1	写真管理は、沖縄県土木建築部監修「写真管理基準(案)」によるものとする。
				2	写真は、下記のことを撮影し、提出すること。 （イ） 着手前 （ホ） 品質管理 （リ） その他 （ロ） 施工状況及び完了時 （ヘ） 安全管理 （監督員が指示するもの） （ハ） 構造物寸法、取付、配筋 （ト） 竣工 （二） 出来形管理 （チ） 事故発生時
		23	品質管理	1	本工事に使用する材料は、発注者の承認を得てから使用する。又、発注者の指示するものは試験及び検査を行うこととし、それに要する費用は、受注者の負担とする。

特 記 仕 様 書 [北 中 城 村]				
章	節	条	見出し	項 特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		24	施工管理基準	1 本工事の出来形管理及び品質管理等の基準は、沖縄県土木建築部監修「土木工事施工管理基準」による。
		25	安全管理	1 本工事で、民家等に隣接している箇所があるため、住民への安全確保に配慮した仮設計画及び施工管理計画を十分に行うこと。 2 受注者は、発注者と協議の上、規制表示、警戒表示、協力依頼表示、仮囲い、バリケード、進入防止、誘導員、路面清掃員等を適切に配置しなければならない。 3 現場事務所内には、現場組織表、緊急時連絡表その他必要な次項を一目で理解出来るように作成掲示しなければならない。
		26	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。
		27	公共事業労務費調査等に対する協力	1 本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 2 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を 4 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
		28	暴力団員等による不当介入の排除対策	1 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 3 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。 4 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

特 記 仕 様 書					[北 中 城 村]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		29	ワンデーレスポンスの実施	1	この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
				2	「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らか回答を「その日のうち」にすることである。
				3	受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
		30	ガイドライン等の遵守について	1	設計変更等については、契約書18条から24条及び共通仕様書1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（沖縄県土木建築部）及び「工事一部中止に係るガイドライン」（沖縄県土木建築部）によるものとする。
				2	「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン」（沖縄県土木建築部）を参考とする。
		31	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	1	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。
		32	生コンクリートについて	1	生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				2	各構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、以下の通りとする。 無筋構造物 60%以下 鉄筋構造物 55%以下
		33	アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について	1	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、廃棄物という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。

特 記 仕 様 書

[北 中 城 村]

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		34	完全週休 2 日（土日）Ⅰ型	1	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 2 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 3 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 1 本工事は、受注者が、完全週休 2 日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休 2 日は必須）の試行工事である。 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。 工事着手前に、月単位の 4 週 8 休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。 2 週休 2 日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。 「週休 2 日補正係数」については、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）に満たないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。月単位の週休 2 日に満たないものについては、月単位の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。 なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。 3 完全週休 2 日（土日）補正係数 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる

特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]					
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
				4	場合 ①労務費 1. 0 2、②共通仮設費率 1. 0 2、③現場管理費率 1. 0 3 月単位の週休 2 日補正係数 対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が 2 8. 5 %（8 日／2 8 日）以上の場合 ①労務費 1. 0 2、②共通仮設費率 1. 0 1、③現場管理費率 1. 0 2 工事現場の公衆の見やすい場所に週休 2 日の取得状況を掲示するものとする。 週休 2 日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

現場説明における条件明示

1. 施工時間	1	本工事は付近に住宅があるため、原則として午前8時～日没までとする。やむなく作業を行う場合は、監督員の承諾を受けること。 また、やむを得ず休日作業を行う際は、監督員に連絡すること。
2. 工程関係	1	本工事は、準備期間 30日、施工期間37日、後片付け 23日、の合計90日を見込んだ工事期間としている。
	2	受注者は業務の実施に当たり、関係機関への諸手続を行うものとする。関係機関ほかとの手続に当っては、監督員と協議を行い必要な届出・申請を行うものとする。
	3	付帯工は、火の神の周りに生えている樹木を伐採・除根する。 工事車両を現場に搬入させる為に、既設フェンスを撤去する。工事が完了したらフェンスを再設置し復旧する。
	4	樹木医は、「根所火の神」を移設する際に近接している琉球松の根を保護するための必要な処置を施す。
	5	仮設工は、工事車両が現場作業出来るように工事用道路の整備を行う。
	6	遺構測量は、火の神の石積の現況を記録するための写真測量を実施する。
	7	石積遺構を取り外す際は、作業を行う前に取り外し範囲について監督員の了承を得る事。また、遺構石材にナンバリングを行い、元の位置に戻せるようにする事。また、取り外しの際には、他の遺構を損傷させる事のないように注意する事。
	8	石積の積み直しは、実施したナンバリングをもとに、元の位置に積み直す事。その際、積み直しに問題のある遺構石積が確認された場合は、監督員と協議し、可能な範囲で新材に取り替える事も検討する。 新材を使用する際には、表面を旧材と違和感の無いように仕上げる事。また、石材の積み直しの際に、石材の合端を加工する必要がある時は、必ず事前に監督員の承諾を得る事。
3. 用地関係	1	構造物は用地境界を確認し工事を進めること。
4. 公害関係	1	施工箇所付近は、住宅地で生活環境を保全する必要があるので、低騒音、低振動型の建設機械により施工すること。
5. 残土廃棄物	1	伐採した草木・樹木については、処分場((株)オキセイ産業)で処理するものとする。運搬距離L=8.4km以下(DID区間あり)、処分費を積算計上している。現場条件が変更の場合は、設計変更の対象とする。
7. 濁水処理	1	工事現場から発生する濁水については、工事現場外へ流出しないよう十分留意して対策を講じること。
8. 変更数量等について	1	数量等について変更が生じた場合は、速やかに変更等に係る数量等の資料を作成し提出すること。なお、最終変更数量については工期末1ヶ月前までに提出を行うこと。
9. その他	1	骨材については、原材料を使用する場合、出鉱証明書(原本)を提出すること。
	2	協議事項については、書面をもって行い、原則として事後処理は認めない。打ち合わせ簿の提出はその都度適切に行うこと。

施工体制台帳 様式例-4(工事担当技術者)

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	

【写真添付欄】

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別出来るものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号
とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷し
たものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任 ・ 非専任

【写真添付欄】